

劣悪な労働状況に様々な警鐘

I T U C ミャンマー事務所・所長 中嶋 滋

インフレの懸念

先月初め世界銀行は、ミャンマー経済が東南アジアで最速の成長を続け、2014年には6.8%の成長が見込まれるが、貧困層を脅かすインフレが懸念されるとの見解を示した。エネルギーや商品の輸出、外国からの投資、サービス・建設などに牽引されて経済が拡張し続け、2013年3月の会計年度末には6.5%成長が確認されるだろうとも指摘している。

ミャンマーへの外国資本の直接投資は、2011—12年の19億ドルから2012—13年の27億ドルに急増している。エネルギー、被服、情報技術、食品・飲料などの分野に投資がなされており、これらはインフレに最も関連している。8月の時点で家賃と食糧、特に米の高騰によって物価が7.3%上昇し、国民の大多数を占める貧困層の生活を直撃している。

マスコミでも頻繁に取り上げられているように、日本からの企業進出が急増している。2013年10月時点で進出企業数は156社にのぼり、2010年の52社と比較して3倍になっている。業種別では、卸売業（31.4%）、サービス業（18.6%）、製造業（17.3%）、運輸・通信業（13.5%）が中心を占めている。企業規模では、売上額1,000億円以上（26.4%）と100億円以上1,000億円未満（20.3%）の企業が全体の半数近くを占めているが、1億円以上10億円未満（24.3%）も約4分の1を占め、しかも伸び率では前年比80%増と急激な増加を示している。

電力の安定供給などインフラが未整備で、自動

車や電機などのいわば本格的な製造業が進出を「様子見」している状況下で、中小企業の進出が目立っているのが現状と言える。しかし、11月末に巨大規模のティラワ工業団地の「鍬入れ式」が行なわれ、インフラ整備が加速するとの見方も強まっている。こうした動向は、ミャンマー経済の拡大成長をますます勢いづけるとみられるが、同時に、世界銀行が懸念するインフレ進行による貧困層への打撃が深刻化する可能性が高まることをも示している。

労働条件向上へのODA

ミャンマーの労働条件向上のためにスイス政府が向こう3年間にわたって約3億円の支援を行なうことを明らかにした、と地元紙が報じた。それによれば、支援金の3分の2以上は、全体的な労働条件改善のためのプロジェクトに向けられ、その計画には児童労働撲滅と労働安全衛生確立のために闘うことと、生産過程で水、エネルギー、その他資源を効率的に使用することが含まれているという。

このスイス政府による支援は、ミャンマーに対して社会発展と経済における環境保護を重視する立場を明らかにしたものだ。スイス大使館による計画発表のコメントでは、この支援はスイスの産業界代表の2日間のミャンマー訪問を踏まえてのものであって、経済協力と開発の内容については、ILOやUNIDO（United Nations Industrial Developing Organization）との協力の下で取り組まれるという。計画の目的は、繊維・縫製、観光、食品加工などミャンマーの戦略

的重要産業で労働条件を全般的に向上させ、資源の有効活用を図ることにあるとも説明されている。

この立場は、低賃金・劣悪労働条件によってローコスト製品を生み出し利益を追求するものとは異なっている。持続可能なwin-win関係の形成と発展を展望している。閉鎖経済下にあった時から数年経て、ミャンマーは今、解放されたグローバル経済の一員となりつつある。しかしながら、ミャンマーは、膨大な社会的、環境的な問題に直面しており、それらはミャンマーの発展の可能性を深刻に脅かしている。スイス政府はそのように考えており、これは現状への警告の意味も持つ。

使用者への罰金の強化

使用者側による悪辣な労働組合運動潰しの策謀が横行していることは既に前号でも報告しているが、使用者側は仲裁委員会の結論にも従わないという深刻な事態が生じている。これに対して、労使紛争解決法改正の動きが具体化しつつある。労働省が改正原案を示したのだ。仲裁委員会の決定に従わない場合、現行法の使用者側への罰金が余りにも少ないので増額するというのだ。現行法での罰金は3万チャット（約3千円）から10万チャット（約1万円）だが、それを100万チャット（約10万円）と6ヶ月以下の懲役に改正するという。仲裁委員会の委員は、この改正がなされれば、使用者による仲裁委員会決定無視の態度は変るはずだと期待している。

この動きは、長時間超過勤務、最低賃金設定の問題にも連動しつつある。国会で使用者が長時間の超過勤務を違法に命令することに対して、これを如何に防ぐかが議論されたからだ。現行法では通常の仕事の場合、1日3時間、1週20時間が限度とされ、継続労働の場合は、1日2時間40分、1週16時間が限度とされている。これ以上の超過勤務をさせる場合は労使協定が必要とされているが、これに違反する使用者には厳格に対応すると議員は述べている。しかし、労働者は超勤なしで暮らせる賃金を求めており、問題は余りにも低い基本賃金にある。適切な水準の最低賃金を設定し、

それを遵守させる仕組みを早急に整えることが求められている。

新労組連合体（準）の出現

以上のように課題山積の状況下にあるが、国会も含む様々な方面から現状改革の必要性が「警鐘」のごとく鳴り始めており、ミャンマーの労働組合運動は今、それらを受け止め運動の活性化と組織強化のチャンスとして活かすことが問われている。

その時、FTUM（ミャンマー労働組合連盟、ITUC加盟）に対抗する形でMyanmar Labor Confederation（ミャンマー労働総連合）の準備会が旗揚げされた。新聞報道によれば約200の登録組合が参加したという。参加組合は非農業組合で、製造業を中心に全て労使関係をもつ労働組合であるという。この組織はいわば準備会で、3月後に正式に大会を開催すると宣言している。

未だ揺籃期にある段階で、ナショナルセンターの役割を担うべき組織が対立競合する形で誕生することは、ミャンマーの労働組合運動にとって決して好ましいことではない。直面している課題の重要性と、1%にはるかに及ばない組織率から、対立競合する場も時も許されない。統一に向けた努力が早急になされるべきで、必ず成功させねばならない。それに向けてあらゆる努力を尽くさねばならないと思っている。



労働条件向上・権利行使について議論する労働者たち